

## 令和3年度から令和5年度までの介護保険料が決まりました

介護保険料は、介護保険事業計画により3年に一度見直すこととなっています。計画改定にあたり、人口や介護認定者数、介護サービスの利用量等の推計を行い、介護保険事業を運営するために必要な費用を算出したうえで、保険事業の運営に必要な介護保険料を決定しています。今年度は介護保険事業計画の改定1年目の年度にあたり、介護保険料が変更となります。また、所得段階も前期計画同様10段階を継続し、所得に応じた保険料負担の細分化を図っています。令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料については、以下の一覧表にてご確認願います。

### 【所得段階別第1号被保険者の介護保険料一覧表】

所得段階	対象者			保険料率	保険料	
	本人の所得要件	本人課税	世帯課税		月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で年金収入が80万円以下の方	非課税	非課税	軽減前 0.50	2,650円	31,800円
				軽減後 0.30	1,590円	19,080円
第2段階	前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	非課税	非課税	軽減前 0.75	3,975円	47,700円
				軽減後 0.50	2,650円	31,800円
第3段階	前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	非課税	非課税	軽減前 0.75	3,975円	47,700円
				軽減後 0.70	3,710円	44,520円
第4段階	前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	非課税	課税	0.90	4,770円	57,240円
第5段階 (基準額)	前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	非課税	課税	1.00	5,300円	63,600円
第6段階	前年中の合計所得金額が120万円未満の方	課税		1.20	6,360円	76,320円
第7段階	前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	課税		1.30	6,890円	82,680円
第8段階	前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	課税		1.50	7,950円	95,400円
第9段階	前年中の合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	課税		1.70	9,010円	108,120円
第10段階	前年中の合計所得金額が430万円以上の方	課税		1.80	9,540円	114,480円

※ 第5段階を基準額とし、各所得段階に保険料率【0.5(軽減後0.3)~1.8)を掛けて保険料額を算出します。なお、第1~3段階は軽減措置により従来の保険料率が軽減され、保険料の減額措置が適用されています。

### 【介護保険制度の財源構成について】

介護保険制度の財源は、公費(5割)・保険料(5割)で構成されています。そのため、介護保険サービスに係る費用等から算出された介護保険料の基準額をもとに所得に応じて皆様の介護保険料が決まります。令和3年度から令和5年度までの介護保険料基準額は前基準額よりも月額200円低い、5,300円に抑えることができました。引き続き相互扶助の介護保険制度をご理解いただき、介護保険サービスの適正なご利用にご協力をお願いいたします。